

解説

新たな重点政策・重点事業、重点課題、基盤強化事業

日本看護協会会長 福井トシ子



本会では、医療・介護等の現場の課題、社会の状況や国の政策方針や施策の動向を踏まえ、看護の政策に係る数多の事業に取り組んでいる。その中でも、社会と人々のニーズを踏まえた選択と集中の考え方で、短期間で早急に成果を出す必要性の高いもの、優先して取り組むべきものを重点政策として掲げ、対外的にも強く打ち出して推進してきた。

重点政策は、3年の実施期間を見込んで達成すべき目標をおき、年次ごとに進捗状況を確認して進めている。その目的は、ある一定のステップをもって事業を実施することにより、単年度ごとの事業遂行状況や社会情勢等を考慮しながら計画を調整しつつ進め、当初の目標の着実な達成を目指すことにある。

一方で、政策の実現は、関係者の合意や施策の動き、タイミング等にも影響を受けるため、看護の発展・飛躍のために重要な政策であったとしても、短期間に重点を達成できるとは限らない。

前3カ年(2019～2021年度)に重点政策として掲げてきたものの進捗状況をしっかりと評価した上で、2022年度からは、向こう3カ年で

の具体的な成果が想定でき、その実現に向けての取り組みが現実的なものとして事業化できるものを「重点政策」として位置付けることとした。あわせて、「重点政策」とは別途、「重点課題」を明示する。本会がかねてより継続的に重点政策に掲げてきた政策のうち、専門職としての看護の発展を目指すに際し極めて重要なものであるが、関係者間の合意を十分に得た上で法律改正を要するものを中心に位置付け、引き続き力を入れて取り組む機を逃さないものを実現に向けて邁進する。

さらには、重点政策を確実に効率的に推進するための基盤の整備・強化に向け、新たに「基盤強化事業」というフレームを設ける。本会事業全体を支える組織基盤は、重点政策の着実かつ円滑な実施の土台となるものであり、その充実強化に向けても注力していく。

以上より、2022年度は、前3カ年の各重点事業の成果や進捗状況、2040年を見据えた検討の整理も踏まえ、次期3カ年に実現すべきこととして、4点を重点政策として掲げ、期間内の獲得目標を設定して、必要な事業を展開する。

新たな3カ年へ

2022年度からの重点政策・重点事業、重点課題、基盤強化事業

日本看護協会では、国の政策動向を踏まえつつ、看護政策として優先すべきものを毎年掲げて取り組んでいる。また、ある一定の期間(3年間)をもって事業を実施し、達成すべき目標を明確にし、年次ごとにその進捗状況を確認して進めている。

2022年度からの新たな3カ年では、「重点政策・重点事業」「重点課題」「基盤強化事業」という3つの枠組みで事業を進めるとともに、国連の提唱するSDGsにも関連付けて活動を行う。本特集では、この新しい重点政策・重点事業、重点課題、基盤強化事業について解説する。

重点政策・重点事業

1. 全世代の健康を支える看護機能の強化

- 1-1 看護提供体制の構築
1-2 地域における健康・療養支援体制の強化に向けた取組み
1-3 地域における看護職の確保と活躍推進

2040年に向けて高齢者の増加や支え手の減少によるさまざまな社会的課題が想定されているが、どのよう社会状況が変化しようとも、看護には変わらず全ての世代の健康と療養を支えていくことが求められる。これまで入院医療中心であった療養の場が、人々の暮らしのより身近な所へと移りつつある今、地域での安定した療養生活には、医療機関だけでなく、医療機関と在宅を繋ぐ回復期・慢性期医療や外来医療、さらには在宅療養を支える訪問看護や多職種など、各所で看護が専門性を発揮していくことが重要となる。

シフト/シェアの流れの中で看護職員の業務負担が増加しないよう、看護補助者との協働を推進する取り組みを行う。また、病院も含めた地域のような場においても、人々が望むときに必要な医療や看護を受けるために、そのニーズに応える看護職の育成に力を注ぐ必要がある。したがって質の高い医療・看護の提供に資する特定行為研修を組み込んだ新たな認定看護師教育

の推進と共に、特に暮らしの場におけるニーズへの対応の一環として、特定行為研修を修了した看護師の確保と活動の促進を図る。資格認定3制度(専門看護師・認定看護師・認定看護管理者)については、その戦略的な養成の検討、特に認定看護管理者制度の見直しでは、地域全体を俯瞰し、地域の資源を相互に活用・連携する力の強化も踏まえた検討を引き続き行う。

4. 地域健康危機管理体制の構築

- 4-1 新型コロナウイルス感染症への対応
4-2 感染症のパンデミック及び災害時の看護支援活動に関する事業
4-3 本会のBCP(事業継続計画)の策定

コロナ禍を通じて顕在化したニーズ、さまざまなリスクに即時に対応した経験や準備を踏まえ、あらゆる場における新興感染症等、有事への対応体制の整備を速やかにかつ着実に進める必要がある。そこで重点政策4では、有事下においても職能団体として看護職の安全と安心を守ると共に、感染管理や急性期を担う看護の質の確保など、本会の使命でもある、人々の健康な生活の実現に貢献するための取り組みを進める。特に、危機的状況下でのマネジメントや感染管理、人員配置など、看護の立場から、

できた。令和元(2019)年の厚生労働省「看護基礎教育検討会」での検討を踏まえ、カリキュラムの改正がなされ、単位数が増加されたものの、現行の養成課程の維持を前提としていたため年限延長には至らず、将来を担う看護師には必要とされながら盛り込むことが

叶わなかった教育内容もあり、今後の課題とされた。そのため、令和4(2022)年度から適用される新カリキュラムの評価が適した上で、教育内容の付加・強化や臨地実習の課題解決も含め看護師基礎教育の抜本的な改革に向けた取り組みが盛り込まれることが

ナース・プラクティショナー(仮称)制度構築

人々の最も身近で活動する看護職の医療的判断や実施における裁量の拡大は、人々がタイムリーに必要な医療を受けることを可能にし、安全・安心に療養できることにつながる。特定行為研修を受講した看護師が増加しつつあり、また、国は医師の包括的指示の在り方や検査等の事前指示の活用推進の方針を明示している。これらの動きにより、看護師がさらにタイムリーに国民の医療ニーズに対応できることが見込まれるもの、いずれも「医師の指

示」が必要な枠組みであり、対応できない国民の医療ニーズが存在する。そのため本会では、医師の指示がなくても一定レベルの診断や治療等を行うことのできるナース・プラクティショナー(仮称)制度が必要であるという考えの下、創設を目指した取り組みを進めてきた。そこで制度創設に向けた課題に供するものにも、現行制度では対応できない国民の医療ニーズの明確化に向けた取り組みを進める。

基盤強化事業

看護政策推進のためのエビデンスの集積・活用体制の構築

本会では、約2年間にわたりNursing Now キャンペーンを推進し、看護界が一体となった臨んだこの取り組みは「Nursing Now ニッポン宣言」として合意された。同宣言においては、政策の意思決定への参画およびそのためのエビデンスの蓄積・構築を目指すことが表明されており、わが国の看護政策における科学的な根拠に基づく政策立案のプロセス(Evidence Based Policy Making:EBPM)の実現は、これらから実証されるべき重要事項である。その推進には、なぜその政

策が必要なのか、その前提となる関連事実と政策課題の的確な把握と共に、その政策により期待される効果、実施後の評価の見通しを立てた上で、政策決定のプロセスに関与することが求められる。政策の提言理由や目的を客観的に表すエビデンスの有用性は高く、目指す看護政策の実現への強力な後ろ盾となり得ることから、看護が一体となってよりよい意思決定に寄与できるよう、エビデンスの集積および医療・看護に関係する調査研究データ等の管理・活用体制の構築に取り組む。

政策推進力の強化

看護に必要な政策の実現には、地域における看護政策推進力の強化、さらには看護職および国民に向けた情報発信力の強化が必要となる。地域の実状に鑑みて、地域のことばが決められるという地方分権の流れもあり、本会は今までも県協会とともに政策力強化に向けた研鑽を図っている。加えて、本会が令和2(2020)年より、価値視している広報戦略の遂行と共に、価値視のグローバル化に即した国際的なプレゼ

ンスの向上を図ることには、国内での政策推進力を後押しするものとしても期待される。また、長期間パンデミックやクライナにおける紛争は、看護の国際的な連帯の重要性を一層高めている。本会では看護の国際的連帯の参画にも一層の取り組みを進めると共に、国内では地域の政策力にさらなる強化に向けて、県協会のニーズに応じた支援にも取り組む。

SDGs

本会の重点政策・重点事業への取り組みがSDGsの達成につながることを改めて明示し、内外へ強く打ち出すことは、公共性の高い社会機能としての看護の重要性への理解を国民に広げるとともに、看護に対する正当な評価や看護への投資を獲得していくことにもつながり得る。した

がって、本会の掲げる2022年度の重点政策・重点事業は、「国が提唱するSDGsの3つの目標」3.ジェンダー平等を実現しよう」「8.働きがいも経済成長も」とも親和性があることにも鑑み、その実現への貢献も意識した上での取り組みを進める。

日本看護協会 SDGs宣言

公益社団法人日本看護協会が、国連が提唱するSDGs(持続可能な開発目標)として、本会の看護政策とこの推進に向けての取組みにつなげ、専門職としての看護の力で健康な社会を実現することに努めて参ります。

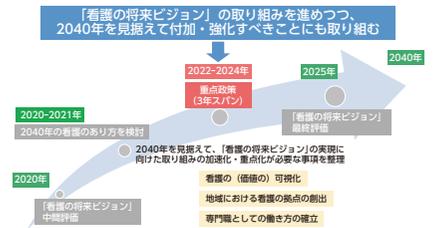


Table with 2 columns: 2022年度重点政策・重点事業 and 2020-2021年度重点政策・重点事業. Lists various initiatives like 'Strengthening nursing functions' and 'Building crisis management systems'.

Table with 2 columns: 2022年度重点課題 and 2022年度重点課題. Lists specific goals like 'Strengthening nursing functions' and 'Building crisis management systems'.

SDGsの実現目標年である2030年までの間、重点政策をSDGsの目標と関連付けて取り組む

2. 専門職としてのキャリア継続の支援

- 2-1 看護職の働き方改革の推進
2-2 看護職のキャリア構築支援
2-3 看護師の生涯学習支援体制の構築

今後、支え手となる労働人口が減少する中、人々の複雑化するニーズに対応するためには、就業する看護職の十分な確保と共に、全ての看護職が個々の能力を伸ばしていくこと、つまり看護提供を質と量の両面から保証すること、つまり看護職の希望に応じ、勤務形態に捉われない柔軟な働き方など、できる限り就業継続が可能な労働環境を整備していくことも必要である。そのため重点政策2では、看護が専門職としてその能力を伸ばし、働き続けられることに

主眼を置き、国が実施する看護職資格に対するマイナンバー制度の活用による仕組みを、ナースセンターにおいてどのように人材確保に活用可能か検討するとともに、領域・地域別偏在の改善に向けても取り組みを進める。また、全ての看護職が生涯を通じて能力の維持・向上に自発的に取り組めるよう、その学習を支援する体制構築の検討を行うと共に、一般の国が進める看護職員の所得向上を契機として、責任と能力に見合った処遇となるよう抜本的な処遇改善にも引き続き取り組む。

3. 地域における健康と療養を支える看護職の裁量発揮

- 3-1 看護の専門性の発揮に資するタスク/シフト/シェアに関する事業
3-2 特定行為に係る看護師の研修制度の活用推進
3-3 資格認定3制度の養成戦略の検討

支え手の減少から生じる課題の改善には、まずはこれまでに以上看護職一人一人が発揮する能力の向上や看護提供の効率性を図り、看護の生産性を高めることが必要となる。そのため重点政策2では、自ら考える行動できる専門職としての自覚に立ち、看護の専門性を十分に発揮することで、安定的な質を確保した看護を提供していくことを目指す取り組みを進める。国の法改正を受け作成した「看護の専門性の発揮に資するタスク/シフト/シェアに関するガイドライン及び活用ガイド」の周知・普及に努めるとともに、タスク・

重点課題

准看護師養成の停止

昭和26(1951)年に創設された准看護師制度については、養成課程が中学校卒業者を対象とする原則2年間の教育となっており、今日の高度化した医療や多くの他職種との協働が求められる現状に對しては、十分な内容であることはすでに指摘されている。准看護師の養成停止には、多くの障壁があるが、一方で、准看護師養成所への進学者数が継続的に減少する等の実態がある。本会としては、現在就業している准看護師に対する研修や情報提供を通して

看護師基礎教育の4年制化

本会では平成18(2006)年の通常総会において「看護師基礎教育の年限延長」について決議し、「看護の将来ビジョン」に「4年制大学院の推進」を掲げた。その後、地域包括ケアシ

重点課題

支援を継続的に実施すると共に、引き続き、准看護師養成所新設阻止および准看護師養成所から看護師養成所への転換に向けた取り組みを着実に進める。また、「看護チーム」における看護師、看護補助者や看護職員の業務のあり方に関するガイドライン及び活用ガイドの一層の普及・活用推進に取り組む。

看護師基礎教育の4年制化

本会では平成18(2006)年の通常総会において「看護師基礎教育の年限延長」について決議し、「看護の将来ビジョン」に「4年制大学院の推進」を掲げた。その後、地域包括ケアシ